

明末清初期、奴婢・雇工人身分の再編と特質

高橋 芳郎

はじめに

- 一 明代の奴婢・雇工人身分の特質
 - 二 萬曆十六年新題例への途
 - 三 清代前期奴婢身分の改修
 - 四 清代前期雇工人身分の改修
- むすび

はじめに

本稿は表題の示すように、明末清初期——具體的には十六世紀末の萬曆年間より十八世紀末の乾隆年間に到る約二百年間——における奴婢と雇工人の法身分改修の過程を、宋代に形成され元・明代へと繼承された身分體系の再編過程と捉え、併せて、そこに現われてくる奴婢と雇工人の身分的特質を探ろうと試みたものである。

明律と清律、とりわけ清律への條例の附加と修訂という形で進行したこの改修過程は、かねてより研究者の關心を惹き、中國においては主に一九五〇年代以降の資本主義萌芽論争の中で、わが國においては仁井田陞、重田徳、小山正明⁽¹⁾、⁽²⁾、⁽³⁾、⁽⁴⁾、⁽⁵⁾各氏の研究を通じて具體的に分析されてきた。しかし、研究者個々のこの問題に對する關心と視點とは、この改修過程の中に、歴史的發展を見出そうとする點では共通するものの、その評價や結論はなお不定であって、この改修過程が、明末

清初という時代にあつて、奴婢・雇工人身分の抱え込んだいかなる矛盾をどう解決すべく推行されたものであつたかは、依然として未解明の課題なのである。

ところで、私は先に、宋・元代の奴婢や雇傭人、佃戸の法身分を検討した際に、断片的な豫測にすぎないものではあるが、明・清代の奴婢・雇工人身分に關して若干の發言を行なつたことがある⁽⁶⁾⁽⁷⁾。現在の時點から顧れば、そこには重大な誤解も含まれてはいるが、豫測の基本點、すなわち、(1)明末以降の一連の雇工人身分の改修は技術的改革という性格が強く、雇工の社會的經濟的地位の上昇¹身分解放とは直結し難い、(2)從來の社會經濟史研究が對象としてきたような(明)清代の「奴婢」の法身分は、それ以前の傳統的な奴婢身分とは異質の性格を有す、という二點は、今なお有效であると考えている。從來の諸研究は、奴婢と雇工人との身分的性格の差異や、國家の各々に對する編成原理の相違にさしたる注意を拂ふことなく、兩者を同一レベルで比較検討する傾向を持っていた。しかし、私見によれば、兩者の間には法的行爲能力や刑量の差異に止まらない質的相違が認められるのであつて、本稿の敘述はこの點に注目しつつ進められるであらう。

一 明代の奴婢・雇工人身分の特質

萬曆年間以降の改修過程を分析する前提として、本章では、明代の奴婢と雇工人の法身分上の特質をおさえておくことにしたい。奴婢、雇工人の法身分はいかにして成立するか、それらは法的にいかなる存在であるか、という問題である。この明代の奴婢・雇工人身分の前身である宋・元代の奴婢や雇傭人の法身分は、私自身の検討によれば、およそ次のような性格を有していた。

奴婢身分とは、犯罪没官や戰爭時の俘虜化等を原因とし、國家權力による良民身分の剝奪(ないし不付與)⁽⁸⁾を要件として成立するもので、現實に廣汎に見られた人身の賣買や債務への准折を原因とする良民の奴婢化という徑路は、それを禁止する法律の存在からして、法理上は完全に閉ざされていた。したがつて、人身の賣買や債務への准折、あるいは人身の典

當や長期の賃貸借等を通じて、私的な支配—隸屬關係を構成した奴婢にあらざる私的隸屬民の法身分こそが、宋代に形成された所謂雇傭人身分だったのである。ところで、雇傭人身分にある者の多くが、現實には購買され債務に准折された者でありながら、法律上はあくまで「雇傭された良民」として把握されていたのは、國家權力自らが良民の賣買や債務奴隸化を法律で禁止している以上、彼等をそうした徑路を経た者として把握するわけにはゆかず、「雇傭」關係という合法的法形式——人身の賃貸借から元利償却質、利質形態までも含む——の枠内で把握せざるをえなかったからである。

宋・元代の奴婢・雇傭人身分に關する右の諸點は、明代の奴婢・雇傭人身分にもそのまま安當する。まず奴婢について言えば、明律には良民の賣買と債務への准折を禁止する規定が設けられており、したがって、良民は賣買等の違法行爲を通じては奴婢へと身分轉化すべくもなかった。奴婢身分の發生原因と成立要件もまた、宋・元代と同様であった。例えば、『大明律集解附例』卷十八・刑律一・賊盜・謀反大逆には、緣坐した者の處分について（傍點筆者、以下同）、

祖父・父・子孫・兄弟、及び同居の人は異姓を分たず、及び伯叔父・兄弟の子は籍の同異を限らず、年十六以上は、癯疾・廢疾を論ぜず、皆斬す。其の十五以下、及び母女・妻妾・姉妹、若しくは子の妻妾は、功臣の家に給付して奴と爲す。

という一節があり、王圻撰『續文獻通考』卷二十・戸口考・奴婢に、

國朝、軍中俘獲の子女、及び罪を犯して抄沒されし人口は、多く功臣の家に給賜して奴婢と爲す。

と見えている。因みに、明律に俘虜を奴婢と爲すという規定が存しないことと、現實の奴婢化の主要な徑路が犯罪沒官であったことに起因するのであるうか、明律の各種の注釋書は、奴婢とは犯罪緣坐の人と言うのみで、俘獲奴婢に言及するところがない。

次に雇傭人について見ることにしよう。明律には、幾條かの雇傭人の法的行爲能力とその犯罪とに關する規定があるが、雇傭人身分はいかにして成立するか、それは法的にいかなる存在であるかについては、一言の説明も見出すことができない。清末の法律學者薛允升は、『唐明律合編』卷十二・人戸以籍爲定において、

明に官戸・雜戸・部曲無し。其れ部曲は俱に改めて雇工人と爲すも、名例内に竟に雇工の名目無く、亦た官私奴婢の分も無し。何者か應に雇工人を以て論すべく、何者か應に雇工人を以て論すべからざるか、並びに未だ詳晰敘明たらず。

と述べているが、明律にのみ據る限りこれはもつともな疑問であらう。ただ、明代の雇工人律が宋・元代の所謂雇傭人法を繼承整備したものと考えてはば誤りない以上、兩者は基本的に共通する性格を有していたはずである。例えば、明律の各種注釋書中の雇工人に關する解説を丹念に分析された小山正明氏は、雇工人とは、主家の經營内に包括されて生活し、家長の家父長的支配下に限定された期間服役する者、との結論を導き出されたが、これは宋・元代の雇傭人身分に包含される者の性格や存在形態とほぼ一致しており、雇傭人法と雇工人律との繼承關係を裏附けるものと思われる。

ところで、宋・元代の雇傭人法、明代の雇工人律が對象とする者の社會的經濟的側面からする性格が果して右の通りであつたとして、その法身分上の性格はどのように規定しうるのであるか。以下、それを奴婢身分との對比で考えてみることにしよう。

既述のように、明代の奴婢身分は、國家權力による良民身分の剝奪（ないし不付與）を要件として成立するものであつた。すなわち、奴婢身分は、皇帝を頂點とする國家の支配秩序Ⅱ禮的秩序の下で、良民に對する賤民Ⅱ奴婢と位置づけられることによつて一義的に成立し（奴婢身分の演繹的性格）、かかる奴婢の存在を前提に定められた明律の奴婢に關する諸規定は、二義的に奴婢の法的行爲能力や刑罰を規制しているにすぎないのである。個別的かつ具體的な奴婢と奴婢保有者との關係や奴婢の存在形態の如何が、奴婢身分に何らの影響も持たない（奴婢身分の絶對的性格）のは、右に見た奴婢の身分的特質に基づくものと考えられる。

これに對して、明代の雇工人身分は、宋・元代の雇傭人身分と同じく、人身の賃貸借から賣買にまで及ぶ多様な徑路を経て私的な支配・隸屬關係を構成するに至つた者を、國家權力が法律上「雇傭」關係にある者と把握することによつて成立したものであつた。したがつて、論理的には、雇工人律は奴婢と義子孫——後述のごとく、明代には特別の意味を帶び

て存在していた——以外の私的隷屬民すべてを對象としうるものであった。しかし、現實には、日傭や短工から賣買された者まですべてが雇工人律によって規制されていたわけではなく、國家權力は現實の多様な「雇傭」關係の中から何らかの基準——例えば契約書や年限の有無、「雇傭」期間の長短、衣食の給養の有無、主人と同居可否か等々——を抽出することによって雇工人身分を定立していたのであった（雇工人身分の歸納的性格。それゆえ、どのような基準が設けられるかに應じて、雇工人律の規制對象には變動が生じてくることになる（雇工人身分の相對的性格）のであるが、明初以降萬曆十五年以前にその基準がどのようなもので、その運用の實態がどうであったかについては、現在のところ全く不明である。しかし、雇工人身分が右のごとく歸納的かつ相對的性格を持つものであることは、宋・元代の雇傭人法と萬曆十六年以降の雇工人律改修過程から見て、全く疑問の餘地がないと思われる。

續いて、奴婢が政治的社會的身分であると同時に法身分でもあるのに對して、雇工人は法身分としてしか存在しない點に注目しておきたい。つまり、奴婢は奴婢律の適用を受けるか否かによって奴婢であるか否かが決定されるのではなく、奴婢であるがゆえに奴婢律の適用を受けるのであるが、雇工人は雇工人となるがゆえに雇工人律の適用を受けるのではなく、雇工人律の適用を受けることによってはじめに雇工人となるのである。換言すれば、現實社會の中に存在するのは雇工人や賣りした者であつて、雇工人なる者は存在しないのである。彼等は、例えば、身賣りしたがゆえに政治的社會的な差別や蔑視を受けることがあつても、決して雇工人なるがゆえに、あるいは雇工人としてそのような待遇を受けるのではない。このように、奴婢の法身分が奴婢という實體に固着して現われるのに對して、雇工人身分が、雇工人あるいはその他の何らかの實體に固着して現われることがないのは、雇工人身分が政治的社會的身分ではなく、單なる法身分ではないことを物語っているのである。

ところで、薛允升撰『唐明律合編』卷二六・良賤相姦には、明律の雇工人について、

主家と犯有れば則ち賤と爲し、平人と犯有れば則ち良と爲すは、未だ參差を免れず、名例内にも又未だ分晰敍明たらず。……明律は

則ち此を顧みて彼を失する者頗る多し。一雇工人の名目を立つるも固よりはなるも、是れ賤なるか、是れ良なるか、何ぞ以て其の辭を含糊して、肯て説明せざるか。

とあるが、薛允升の明律に對する貶しめと雇工人規定に對する苛立ちとは、以上に累説した奴婢と雇工人との身分的性格の相違——それはそのまま各々の身分編成原理の相違でもあるが——に對する無知によつて生じたものである。すなわち、奴婢身分の成立する場が國家の支配秩序體系——皇帝を頂點にする禮的秩序——良賤の區分——にあるのに對して、雇工人身分の成立する場合は、良民内部の階層分化によつて生じた私的支配——隸屬關係の存在という現實そのものなのである。したがつて、雇工人は主人と主人の有服親に對して良——賤關係に擬制化されてはいるものの、良賤の區分からすれば當然良民であり、その身分は、良賤の身分原理とは異なる原理に基づいて、いわば良民身分内で分化したものと云うことができる。奴婢が主人と主人の有服親以外の第三者（良民）に對しても、法的に従屬的地位に置かれていたのに比して、雇工人は主人と主人の有服親以外の第三者（良民）に對しては、對等の法的地位を保持していたという事實は、奴婢と雇工人との身分編成原理の相違を反映しているのである。

さて、以上のような奴婢と雇工人との身分的性格の差異ないし身分編成原理の相違は、從來の諸研究の殆んど注目することのなかつた點である。わずかに重田德氏が、「雇工人律が、雇工人に固着し、それをいわば身分として定位するものでなく、個別的な關係そのものによつて、その都度成立する」と指摘し、「明清律にいわゆる雇工人律が、もともと現實の社會的存在としての雇工人に密着したものでなく、それゆゑ、その適用が身分を規定するものではなく、いわば相對的性格をもち、奴婢本律との關係において、それを補完する副次的位置を占めるものである」と述べられたのは、雇工人律が本來、人身の賃貸借としての雇傭労働の展開を基礎に制定されたものではなく、またその身分が相對的歸納的性格を有する法身分でしかないという事實に、重田氏の認識が接近しつつあったことを示すものであらう。この重田氏の所論に對して、最近裘軾氏は、「ある労働者は、ただ彼が定められた雇工人の條件に符合しさえすれば、それで雇工人律の規制を受

けるのであって、どうして雇工人律と現實社會に存在したとされる雇工人とが密接に關連しないと言いえようか。……奴婢律は奴婢の法的地位を規定し、雇工人律は雇工人の法律的地位を規定しており、兩者はそれぞれ一つの等級の身分を規定しているのであって、所謂主要も次要もないのである」と批判されている。⁽⁴⁹⁾ 裴氏は奴婢と雇工人とを同一レベルで比較しつつ、「兩者はそれぞれ一つの等級の身分」であると主張されているが、この主張はあくまで法身分という限定された枠内でのみ有効性を持つにすぎず、重田氏が奴婢と雇工人との身分的特質の差異を、つまり雇工人身分の持つ法身分と政治的社會的身分との乖離を問題にされたのであったことを顧れば、裴氏の批判は極めて一面的なものであったと言わねばならない。

從來の諸研究だけではない。既に明律の各種の注釋書においてすら、奴婢と雇工人との差異は、身分的性格や編成原理上の相違⁽⁵⁰⁾ 質的差異として捉えられることなく、奴婢は終身、雇工人は限定された期間の服役という服役期間の長短⁽⁵¹⁾ 量的差異として捉えられていたのである。この點については小山正明氏の詳細な研究があるので、史料を示すまでもないであろう。⁽⁵²⁾ こうした奴婢と雇工人との差異を量的な服役期間の長短へと還元してゆく認識は、兩者の區別を次第に曖昧にするものであり、後述する奴婢・雇工人身分の改修に少なからぬ思想的影響を與えることになったと考えられる。

二 萬曆十六年新題例への途

前章に見たように、明代の奴婢・雇工人身分は宋・元代の奴婢・雇傭人身分を繼承するものであったが、明律には奴婢の保有主體に關して、宋・元代法には見られなかった新たな規定が設けられていた。『大明律集解附例』卷四・戸律・戸役・立嫡子違法に、

庶民の家、奴婢を存養する者は杖一百、⁽⁵³⁾ 卽ちに放ちて良に従わしむ。

とあるところの、庶民の奴婢保有禁止規定である。

右の規定について、陳遇文撰『大明律解』戸卷三・立嫡子違法には、

庶民下賤なれば、本より當に勞に服し力を致すべく、奴婢を存養するを得ず。惟だ功臣の家のみこれを有す。庶人にして存留し畜養するは、是れ分に僭なう。

と説明し、應槓撰『大明律釋義』卷四・同條に、

功臣の家、賜に因りて始めて奴婢有り。豈に庶民の家、宜しく存養すべき所ならんや。故に杖一百、即ちに放ちて良に従わしむ。其の僭を罪するなり。

とあり、雷夢麟撰『讀律瑣言』同卷・同條には、

庶民の家、當に自から勤勞に服すべし。若し奴婢を存養する者有れば、杖一百、即ちに放ちて良に従わしむ。庶民の家、奴婢を存養するを許さざるも、則ち官有る者より上は、皆禁ぜざる所なり。故に律に言う、奴婢家長を殴る、奴婢家長の爲に首ぐ、他人の奴婢を冒認す、と。豈に盡く功臣の家の爲にのみ言わんや。但だ功臣の家には給賜されし者有り、而して官有る者は皆自から存養するのみ。

と解し、王肯堂撰『王肯堂箋釋』同卷・同條に、

良を壓し賤と爲すは、既す已に法に非ず。庶人にして奴婢を畜うるは、尤も分に非ず。故にこれを重杖にす。或るひと謂う、此の奴婢は、即ち當初功臣の人に給付せられ、其の子孫、庶民の家に賣與せる者なり、と。太拘の拘言に似たり。庶民の家、奴婢を存養するを得ざるも、則ち縉紳の家は、禁ぜざる所在り。

と見えている。

これら明律の各注釋書の解説に基づいて、ここでは次のような點を指摘しておきたいと思う。第一に、各注釋書が一致して述べているように、庶民の奴婢保有が禁止されているのは、庶民は自から勞働に従事すべきだという理念に基づくものであったことである。この理念からすれば、當該規定は、本來奴婢に限らずあらゆる種類の「他人の勞働力」の「存養」に保有を禁止すべく構想されたものと考えられよう。それが單に奴婢保有の禁止としてのみ條文化されているの

は、明律の許容する「他人の勞働力」の保有對象が、奴婢に限定されていたからなのである。雇工人は、例えば、『大明律釋義』卷十八・刑律・賊盜・親屬相盜に、「奴婢は終身斷役の人、雇工人は一時役に雇う所の者なり」とあるように、あくまで一定期間「雇傭」されたもので、「存養」された者ではないと考えられていたのであろう。加えて、前章所引の『大明律集解附例』や『續文獻通考』の記事からも知られるように、奴婢は功臣の家に給賜されるべく定められていたのであるから、本來功臣の家以外には存在するはずのないものであった。したがって、庶民の奴婢保有の禁止とは、庶民が既に奴婢身分にある者を、何らかの手段——例えば購買を通じて入手し存養することの禁止ではなくして、「良を壓し賤と爲す」こと、すなわち、他の良民を奴婢的に服役せしめ、「他人の勞働力」として保有することの禁止にはかならないのである。これは社會的效果から見れば、庶民の中に私的な支配——隸屬關係が発生するのを防止しようとするものである。庶民を家族勞働力にのみ基づく均質な經營體として育成し支配しようとした、洪武帝朱元璋の統治理念の反映であつたと見ることができであらう。

さて、庶民の奴婢保有禁止規定が以上のように理解されるとすれば、庶民が合法的に——つまり法禁を免れて——「他人の勞働力」を保有するためには、賣買等を通じて奴婢的に服役している者を雇工と詐稱するか、あるいは自己の家族員——義子孫に假託した形式を採用せざるをえないことになる。明末清初期に「奴僕」が「義男」と呼ばれ「傭奴」などとも稱されていたことは周知の事實であり、蕭雍撰『赤山會約』恤下に、

民間、法として奴を畜うるを得ず。使令に供する者は、義男・義婦と曰う。衣食胥な給し、配合時を以てす。律に子孫と同科と載するは、恩義重ければなり。

とあり、海瑞撰『海瑞集』興革條例・戸屬に、

奴僕。率土の濱、皆天子の民なり。律に、止だ功臣の家のみ、これに賜うに奴を以てす。其餘の庶民の家は、止だ雇工人有り、乞養の義男有るのみ。

とあるのは、右の事情を法的原则の面から傳えるものである。

ところで、先に列擧した注釋書の中には、第二の問題點が示されている。功臣にあらざる縉紳層と奴婢保有との關係をどう捉えるかという問題である。明律には、功臣への奴婢の給賜と庶民の奴婢保有の禁止とが規定されているにすぎないが、この場合、法理上は『大明律解』や『大明律釋義』のごとく、奴婢の保有主體としては功臣のみが豫定されていると解すべきものであらう。であればこそ、『鼎鑪大明律例法司增補刑書據會』卷三・戸律・戸役・立嫡子違法に、

庶民とは、是れ勳臣の革爵せし者なり。原賜りし奴婢は、即ちに當に官に還すべし。存養し家に在れば、則ち杖罪に坐す。此の説甚だ通ず。蓋し百姓は本より奴婢無く、自から律に制するを必とせざればなり。

といった理解も生じるわけである。この注釋家は、功臣のみが奴婢を保有しうるという理解に立ちながらも、何故明律が庶民の奴婢保有を禁止しているかに全く理解が及ばなかったために、律に言う庶民とは勳臣の革爵した者という奇妙な説に賛同しているのであるが、しかし、明の中期以降の縉紳層を主體とする「奴婢」保有の盛行という事態との関連で見れば、これは、罪のない誤解¹⁷と云つてよいのである。

先掲の『讀律瑣言』や『王肯堂箋釋』には、縉紳層の奴婢保有は禁止されていないという理解が示されていた。⁽¹⁷⁾その論據は、(1)縉紳層に對する禁止規定がない、(2)律文中に奴婢に關する條文は多く、功臣の家のためにのみ設けられたとは考え難い、(3)功臣の家には給賜の奴婢があるが、縉紳の家には存養の奴婢がある、といった臆測と曲解に基づくものばかりである。しかし、臆測であれ曲解であれこうした解釋の存在は、注釋家が意圖すると否とに拘らず、現實に進行しつつあった縉紳層の「奴婢」保有を辯護し正當化する役割を荷つたであらう。あるいは、時代の趨勢は、現實に合致するような律の解釋を求めたと言ふべきであらうか。

しかし、律の解釋の變更は律文の變更ではない。しかも、事實上の「奴婢」の保有は、既述のように多く義子孫や雇工

に假託して行なわれていたのであったから、係争事件の際に彼等を法的にどう處理すべきかという問題は、縉紳層の奴婢保有をめぐる議論とともに、解決さるべき課題となっていた。例えば、雷夢麟撰『讀律瑣言』⁽¹⁸⁾ 卷四・戸律・戸役・立嫡子違法、及び萬曆十三（一五八五）年序刊の、舒化等撰『刻御製新頒大明律例語釋招疑折獄指南』⁽¹⁸⁾ 卷三・戸律・戸役・立嫡子違法には、

問刑する者、毎に奴婢の罪に於て、遂に雇工人を引きてこれに科すは、誤りなり。

と記されている。この報告が全面的事實であるかどうかは今後の検討に俟たねばならないが、重要なことは、これが事實かどうかではなく、こうした事柄が問題となるという點にこそあったのである。萬曆十六年の新題例は、こうした狀況に對する法の側からの第一回目の回答であった。

『大明律集解附例』卷二十・刑律・鬪毆・奴婢毆家長條に附された萬曆十六年の新題例には、次のように定められている。

今後、官民の家、凡そ工作に傭うの人、立てて文券有り、議して年限有る者は、雇工人を以て論ず。止だ是れ短雇月日にして、値を受くこと多からざる者は、凡に依りて論ず。其の財買の義男、如し恩養年久しく、配されて室家有る者は、例に照し子孫と同じく論ず。如し恩養未だ久しからず、曾て配合せられざる者は、士庶の家は、雇工人に依りて論じ、縉紳の家は、奴婢律に比照して論ず。この新題例が對象とするのは雇工と義男とであるが、兩者は本來法的には雇工人と義子孫という別系統の法によつて身分規制されるべき存在である。それが一條の内に組み入れられた理由については、既に贅言を要しないであらう。「官民の家」の「他人の勞働力」の保有が、既述のように、雇工や義男に假託して行なわれていたからなのである。

ところで、この新題例は、次の三點において注目すべき意味を持っている。第一に、文券＝契約書を作成し年限を議定している者は雇工人律を以て論ずとして、雇工人身分を限定しているとともに、月日を計つて雇われ、雇値の少ない者は凡人扱いと定めているが、これは、雇工に假託した事實上の「奴婢」と身分的隷屬性を持たない短工とを、雇工人身分か

ら排除することを目的としたものであろう。もっとも、短工が凡人扱いされるということは、既に宋・元代の雇傭人法においても認められることであり、明代においても、新題例以前には短工も雇工人身分の内にあつたとすべき積極的根拠は見當らない。したがって、短工に關する規定は、現状を再確認したものと考えてよいと推測される。第二に、義男という法形式においてはあれ、「縉紳の家」のみならず「士庶の家」に對しても、「財買」という手段を通じて「他人の勞働力」の保有を公認していることである。したがって、良民の賣買の禁止と庶民の奴婢保有の禁止という明律の原則は、新題例によって、實質的には放棄されたことになる。第三に、にも拘らず、「財買」という徑路を通じては、良民は奴婢身分に轉化しないという一點のみは辛うじて保持されていることにも注意しておきたい。すなわち、恩養久しく妻帶せしめられた「財買の義男」は、保有主體の如何を問わず「子孫と同じく論ず」とされ、恩養淺く妻帶せしめられていない場合は、「士庶の家」では雇工人律で、「縉紳の家」では「奴婢律に比照して論ず」とされているように、彼等は決して奴婢として扱われてはいないのである。子孫の家長に對する犯罪がいかに重く罰せられようとも、子孫と「同じく論」じられる者は奴婢ではなく、また奴婢律に「比照」される者も奴婢ではない。⁽²⁾したがって、たとえ「縉紳の家」であろうとも、法身分としての奴婢の保有は認めないという明律の原則は、依然として、形式的には維持されているのである。

こうして、奴婢と雇工人をめぐる法と現實との矛盾は、萬曆十六年の新題例によって一應の決着が計られたのであつたが、しかし問題はなお残されていた。次章では、清代へと持ち越された課題の内、まず奴婢身分をめぐる問題を検討することにしよう。なお、本稿では、滿洲族による奴婢保有とそれに對する法規制が、漢民族の奴婢保有に關する諸問題に強い影響を與えたことを豫測しつつも、今回は分析の對象から除外していることを豫じめお断りしておきたい。

三 清代前期奴婢身分の改修

順治三（一六四〇）年に編纂された『大清律集解附例』は、ほぼ全面的に明律を繼承したもので、奴婢と雇工人に關す

る諸規定も明律と同一であつたから、本稿の一、二章で論じた奴婢と雇工人の法身分的特質と法理上の原則とは、そのまま清律にも妥當する。康熙五四（一七一五）年序刊の、沈之奇撰『大清律輯注』卷二十・刑律・鬪毆・良賤相毆には、

奴婢とは、乃ち有罪緣坐の人にして、功臣の家に給付されし者なり。常人の家は、當に奴婢有るべからず。按ずるに、祖父、子孫を賣りて奴婢と爲す者は、罪を問ひ、親に給して完聚せしむ。是れ無罪の良人は、祖父と雖も亦た、子孫を賣りて賤と爲すを得ざればなり。此に由りてこれを觀るに、常人の服役する者には、但だ應に雇工有るべく、奴婢有るを得ざるべし。故に今賣身文契を立つる者、皆奴と爲し婢と爲すと書かずして、義男・義女と曰うは、亦た猶お奴婢と爲すを得ざるの意なり。

とあるが、これは、良民は賣買を通じては奴婢身分に轉化しないという法理に對する正當な認識が清初にも存在していたこと、同時に庶民の奴婢保有禁止規定がなお一定の規制力を有していたことを示すものである。

しかし、その規制力とは、賣身文契に「奴婢」と書かずに「義男・義女」と書くという程度の、極めて形式的なものにすぎなかつた。右に續けて、沈之奇は、

然れども、今、問刑衙門、凡そ身を賣りて士民の家に與えし者は、概ね奴婢を以て論ず。復は此を計らざるなり。

と附言せねばならなかつたのである。⁽²²⁾ 前引の『讀律瑣言』や、萬曆十三（一五八五）年序刊『刻御製新頒大明律例語釋招擬折獄指南』には、「問刑する者、毎に奴婢の罪に於て、遂には雇工人を引きてこれに科す」と見えていたが、この二史料には、明末から康熙五四年へと、時代の経過とともに進行した律の具文化、ないし既成事實の追認の過程が象徴的に示されていると言えよう。事實、管見の限りでは、清初康熙年間までの庶民と「奴婢」との係争に關わる判例中では、殆んど清律の庶民の奴婢保有禁止規定が問題とされることなく、また「奴婢」はアプリオリに奴婢身分のものとして處理されている。ただ、張月光輯『例案全集』卷二三・鬪毆・奴婢毆家長の「庶民の奴僕を毆死するは、雇工人に照して定擬するを得ず」と題する判例⁽²³⁾によれば、康熙五十七年に庶民の劉佳瑞が契買の「奴僕」である劉貴の妻翟氏を毆殺した事件について、安撫使が「雇工人を毆殺するの律に照す」べく判斷したのに對し、刑部は、劉貴の賣身文契内に「奴僕と爲す」と記され

ていることを根據に、「奴婢を故殺するの律」に照すべく主張し、最終的には刑部の議覆が裁下された旨記されている。これは、問刑衙門内にあつても、賣身の「奴婢」を雇工人と見るか奴婢と看做すかについて、議論の分岐がなお存在していたことを示すものであるが、しかし、この場合にあつても、劉佳瑞が劉貴を購買しかつ「奴婢」として保有していたことと自體は、何ら問題とはされていないのである。

こうして、縉紳層から士庶にまで及んだ事實上の「奴婢」保有という現實と、それを既成事實として追認する判例の積み重ねとから、條例による奴婢保有の公認までは、わずかに一步にすぎないであろう。そして、この一步は雍正五（一七二七）年に踏み出されることになる。⁶⁴光緒『大清會典事例』卷八百十・刑部・刑律・鬪毆・奴婢毆家長の同年條に、

凡そ漢人の家生の奴僕、印契もて買う所の奴僕、並びに雍正五年以前白契もて買ひし所、及び投靠し養育さるること年久しく、或は婢女もて招配せられ、生みて子息有る者は、俱に家奴に係る。世々子孫、永遠に服役し、婚配は俱に家主に由れ。仍お冊を造り官に報じて案に存せ。

とあり、漢民族の保有する奴僕身分について、奴婢間に生まれた者、印契Ⅱ紅契で購買した奴僕、雍正五年以前に白契で購買した奴僕、及び、投靠して長年養育された者、あるいは投靠の後婢女を妻帶せしめられ、子息を有する者、以上は家奴として永代的に服役すべきことと定められている。⁶⁵

ところで、右の雍正五年條例は二つの點で劃期的な意義を有している。その第一は、言うまでもなく、明代以來止まることなく進行してきた事實上の「他人の勞働力」の保有を、國家權力が、保有主體を限定することなく、公式に奴婢の保有と認定したことである。それは同時に、賣買を通じた良民の奴婢化の公認でもあった。續いて、同書同條の乾隆七（一七四二）年條例では、

民人、雍正十三年以前に於て、白契もて買ひし所の家人は、八旗の例に照らし、家奴と作爲すを准し、永遠に服役せしむ。儼し伊の主、毆殺し故殺せば、俱に紅契に照し、一例に擬斷す。

とあって、白契にて購買した者を家奴とする時點を雍正十三年に繰り下げている。薛允升撰『讀例存疑』卷三六・刑律・鬪毆下・奴婢毆家長には、本條例について、

庶民の家、奴婢を存養するを准さざること、律に明文有り。此の例、民人の二字を標出するは、是れ庶民も亦奴婢を存養するを准すなり。律意と符せず。

と評しているが、法理に忠實たろうとする者の、蓋し當然の指摘であらう。ところが、梁懋修輯『定例續編』卷五・戸部・戸役・參養奴僕に、雍正六年の禮部の議として、

嗣後、庶民の家、例に照し、良家の男女を存養して奴僕と爲すを許さず。其の印契もて奴僕を典賣するは、應に其の自便を聽す。

とあり、庶民の家は、良民を存養して奴僕と爲すことは禁ずるが、既に奴僕身分にある者を典賣（買）を通じて存養することは禁止の限りではないとしている。雍正五年條例を承けた清律の解釋の變更、というよりは律意の換骨奪胎である。光緒三二（一九〇六）年上奏の、沈家本『寄簞文存』卷一・奏議所收の禁革買賣人口變通舊例議には、

律文に、奴婢を買賣するの禁有ると雖も、條例は復た契を立て價買するを准せり。法令已に多く參差たり。

とあるが、この指摘の通り、雍正五年條例は、本來律の不備を補完すべき條例が、かえって律意を改變し否定してゆく過程の、法レベルにおける出發點となつたのである。

雍正五年條例に示された第二の意義は、これが法レベルにおいて、中國社會に傳統的な奴婢の身分編成原理とは異質の身分編成原理に基づいて、新たな奴婢身分を創出したという點にある。ここに言う傳統的な奴婢の身分編成原理とは、既に明律上の奴婢の特質を論じた際に述べたように、皇帝を頂點とする禮的秩序を基軸に身分が定立されるということを意味するのであるが、それは恐らく、秦漢帝國の成立以降、專制的君主制とともに清代に到るまで連綿と繼承されてきたものであったと考えられる。もとより、清代にあつてもこうした傳統的な奴婢は存在していた。明代以前と同様に、犯罪沒官や俘虜化によって奴婢とされた者などがそれであり、その身分的性格は、演繹的で絶對的なものであった。ところが、

雍正五年條例で家奴とされ、永遠に服役すべく定められた奴僕は、家生の奴僕であるか否か、白契で購買された者は立契が雍正五年以前であるか以後か、投靠した者は幾年養育され、また妻帯せしめられているか否か等々、その來歴や主人との具體的關係の如何に應じて身分が決定されており、このことは、この新たな奴婢の法身分が、雇工人身分と同じく相對的な基準に基づいて歸納的に定立されたものであることを物語っているのである。

ところで、先に明末以降の奴僕身分を検討された小山正明氏は、「明末以降清代にかけての奴僕身分規定は、全體を通じて奴僕身分をより狭く限定しようとする意圖を示しており、これは當時における奴僕勞働の矛盾・解體を示唆する」ものであり、また「主家による家族の構成と給養の二條件が奴僕身分の中核的規定であった」と指摘されている。⁽⁴⁾しかし、小山氏が分析の對象とされた奴僕身分が、實は清代に到って新たに創出されたものであったことからすれば、「奴僕勞働の矛盾・解體」という評價が不適當であることは明白であろう。また、氏は乾隆四（一七三九）年立石の、光緒『嘉定縣志』卷二九所收の申明放贖奴婢定例碑を主要な根據に、「奴僕身分をより狭く限定しようとする意圖」を見出されたのであるが、『大清會典事例』卷八百十・奴婢殿家長の嘉慶六（一八〇一）年條によれば、この年、雍正五年條例に「雍正五年以前」とある箇所が「雍正十三年以前」と改められた以外、先の引用部分と全く同文の條例が頒布されていることからしても、そうした意圖は、清一代を通じて見れば必ずしも認められないのではあるまいか。一方、奴僕身分の中核的規定に關しても、氏の擧げられた二條件の他に——というよりはその前提ないし基礎的條件として——契約書の存否が數えられべきであろう。例えば、洪弘緒・饒瀚同輯『成案質疑』卷四・戸役・人戸以籍爲定・小戸附居大戸年久指爲世僕（雍正十年）には、刑部の議として、

奴僕の文契有る者は、當に其の文契の眞假を論じ、原より其の年代の遠近を論ぜず。奴僕の文契を失落せし者は、當に其の現在養育に與るや否やを論じ、亦た其の契賣の歲を論ぜず。

とあるが、こうした契約書の重視は、少なからぬ判例中より容易に檢證されるはずである。⁽²⁸⁾

なお、最後に附言しておくべきことは、雍正五年條例の制定に伴って、雇工と義子孫の法身分に生じた影響についてである。すなわち、ここに創出された新たな奴婢身分の者は、従来、現實の裁判の中ではともかく、法的には雇工と義子孫として把握されるべき存在であつた。それゆえ、雍正五年條例によって、雇工と義子孫の中から奴婢的な性格を帯びた部分が分離され、兩者は法身分としてはより狭く限定されたことになる。とりわけ義子孫は、多く本來法の豫定した姿へと回歸したであらう。では雇工身分は清代にはどう變化していったであらうか。章を改めて考えてみることにしよう。

四 清代前期雇工身分の改修

萬曆十六年に開始された雇工身分の改修は、清代には、乾隆二四（一七五九）年、乾隆三二年、乾隆五三年、嘉慶六（一八〇一）年、そして宣統二（一九一〇）年の五次に及んだが、從來の諸研究は、この改修過程の中に何らかの「歴史的発展」を見出そうとする意圖に貫かれてきたと言つてよいであらう。中國人研究者による資本主義萌芽研究は、農業部門における雇工の身分解放の如何を一つの重要な論點にして争われてきたのであつたし、わが國にあつても、生産部門擔當の雇工の解放を見る仁井田氏の所論、新しい勞働力としての日傭や短工の展開を推測する重田氏の所論、雇傭形態をとつた非自立的小農の自立的小農經營への成長を展望する小山氏の所論等は、それぞれの意味を込めた「歴史的発展」の論理である。

ところで、既に述べたように、雇工の法身分＝雇工人律は、現實の多様な「雇傭」關係の中から、特定の相對的基準を歸納的に抽出することによって定立されたものであつた。それゆえ、現實の「雇傭」關係の變化ないし發展が、雇工身分の改修を促すであらうという見通しは極めて正當なものである。從來の諸研究の多くが、かつて雇工人律の適用を受けていた存在が、その適用を免れて凡人扱いされるに到る過程を検證することをもって、「歴史的発展」の確證としてき

たのは、雇工人身分の持つ右のごとき性格を暗黙の裏にも承認していたからであらう。しかし、同時に、雇工人身分が相對的かつ歸納的性格を持つということとは、そこに單なる立法技術上の必要からする改修の可能性をも生ぜしめるものである。清代の條例は多く代表的かつ重要な成案を基礎に制定されたのであるが、そのことは、假りに現實の「雇傭」關係に全く變化がなかったにしても、裁判の過程で何をもって凡人と雇工人、また雇工人と奴婢を區別するのが現實に適合的であるかが摸索され、その結果として雇工人身分の改修が推行されるという可能性をも示唆するのである。

そこで以下、前者の「歴史的發展」の視點に立つ諸研究の成果を念頭に置きつつ、後者の視點をも加えて、雇工人身分改修の過程を検討することにした。なお條例の引用はすべて、光緒『大清會典事例』卷八百十・刑部・刑律・鬪毆・奴婢毆家長條によることにする。

まず、乾隆二四年條例には、次のように定められている。

典當の家人、及び隸身の長隨は、俱に定例に照して罪を治するを除くの外、其の雇傭せる工作の人、若し立てて文契・年限有り、及び文契無しと雖も、議して年限有り、或は工を計り値を受くること、已に五年以上を閱し者、家長に犯有れば、均しく雇工人に依りて定擬す。其の隨時の短雇、値を受くること多くも無き者は、仍お凡と同じく論ず。

ここでは雇工人律の適用對象となる者を、(A)萬曆新題例と同じく文契・年限の有る者、(B)文契がなくとも年限を議定している者、(C)文契・年限ともになく、既に五年以上の雇傭關係にある者とし、(D)短雇で雇値の少ない者は凡人扱いと定める。この條例は、既に歐陽凡修氏や小山氏⁽²⁹⁾が指摘されているように、山西按察使永泰の上奏に對する刑部の議覆の結果制定されたのであるが、永泰の主張の要點は、實體として同一の性格を有する雇工が、單なる文契や年限議定の有無によつて、科刑上雇工人律と凡人律とに分岐するのは不合理だという點にある。この永泰の主張からも窺いうるように、乾隆二四年條例は、現實の「雇傭」關係の變化に對應したのではなく、萬曆新題例をより細分規定した立法技術上の改革にすぎなかつたのである。

次いで、乾隆三二年の條例には、

凡そ官民の家、典當の家人、隸身の長隨、及び立てて文契・年限有る雇工は、仍お例に照して定擬するを除くの外、其餘の雇工、文契無しと雖も、議して年限有り、或は年限を立てざるも、主僕の名分有る者は、如し雇を受け一年以内に在り、或は尋常の干犯有れば、良賤加等律に照し、更に一等を加えて罪を治す。若し雇を受け一年以上に在る者は、即ち雇工人に依りて定擬す。其の姦・殺・誣告等の項の重情を犯さば、即ち一年以内も、亦た雇工人に照して罪を治む。若し止だ是れ農民の雇傭せる親族の耕作、店舗の小郎、^及及び隨時の短雇の、並びに服役の人に非ざれば、應に凡と同じく論ず。

とあるが、これを乾隆二四年條例の(A)と(B)と比較すると、(A)の規定はそのまま繼承し、(B)と(D)の部分をより細分化したものであることが知られよう。つまり、(B)の文契なく年限の議定ある者を、まず雇傭期間が一年に及んでいるか否かに分類し、更に一年以内の場合を、通常の犯罪であるか姦・殺・誣告等の重罪であるかという犯罪の種類に應じて分類しており、(C)の文契・年限ともない者でも「主僕の名分」ある者は、右の年限の議定のみある者と同一の細分類がなされているのである。それでは、右に分類し盡されなかったところの、文契・年限ともなく、「主僕の名分」もない者はどう處理されたのであろうか。これに對應するのが最後の「應に凡と同じく論ず」と定める一文であり、(D)の隨時の短雇の者は多くこれに該当したであろう。多く、と記したのは、「主僕の名分」ある者でも文契や年限がないとすれば、一年以内に發生した犯罪の場合は隨時の短雇の者と區別し難いということ、あるいは「主僕の名分」ある隨時の短雇の者が論理的には存在するということへの配慮からである。

ところで、最後の一文を原文で示すと、

若止是農民雇傭親族耕作店舗小郎以及隨時短雇並非服役之人應同凡論

というものであるが、歐陽凡修氏や小山氏は、「農民……短雇」の部分に列擧された具體的存在は、凡人扱いされる者として具體的に指定されたものと解釋し、この解釋に立つて乾隆三二年條例の持つ幾つかの意義を論じておられる。

例えば、歐陽氏は本稿と同様の句讀點を附しつつ、生産勞働に「耕作」に従事する雇工で解放されたのは「親族」に限られてゐること、「耕作」に従事する雇工は、「農民」に雇われた場合にのみ凡人扱いとなること等々の論點を提出されており、小山氏は「農民雇傭」と「親族耕作」の間に讀點を施し、「ここでは、すでに凡人律を適用されることとされた短期の雇工、および親族の耕作、店舗に雇傭される店員とともに、一般農民の雇傭されているものは無條件に凡人律をもつて律するとしており、これらの勞働者はすべて『主僕名分』の規制より除外され」たと解説されているのである。⁽⁵⁾

しかし、この部分は既に解説したように、その前の部分と有機的關係を有しており、文契・年限ともになく「主僕の名分」もない者を具體的に説明し印象づけるために、農民が親族を雇つて耕作した場合や店舗の小郎、隨時の短雇といった、當時の社會通念上「服役の人」ではないと考えられていた雇工が引き合いに出されたにすぎないであろう。したがつて、右の三者以外にも凡人扱いを受ける雇工は、當然存在したのである。なお、以上の解釋が認められるとすれば、乾隆三十二年條例もまた、雇工の身分解放を示すものではなく、雇工の實體に應じてより、適合的な刑量を制定しようとする爲政者の意圖に發した單なる技術的改革としなければならない。

續いて、周知の乾隆五三年條例には、次のように定められている。

凡そ官民の家、典當の家人、隸身の長隨は、仍お定例に照し罪を治するを除くの外、如し車夫・廚役・水火夫・轎夫、及び一切の打雜の雇を受け服役する人等、平日、起居敢て與共にせず、飲食敢て與同にせず、並に敢て爾・我と相稱せず、素より主僕の名分有る者に係れば、其の文契・年限有りや無しやを論ずる無く、俱に雇工を以て論ず。若し農民・佃戸の雇傭せる耕種工作の人、並に店舗の小郎の類、平日坐を共にし食を共にし、彼此平等に相稱し、使喚服役を爲さず、素より主僕の名分無き者は、亦た其の文契・年限の有りや無しやを論ぜず、俱に凡人に依りて科斷す。

この條例は、萬曆新題例以來三次に及ぶ雇工人身分の改修條例を、いわば總括したという位置を占めるものである。すなわち、それまでの、文契や年限の議定の有無、雇傭期間の長短、「主僕の名分」の有無、犯罪の種類といった複雑な條件

の組み合わせに應じた科刑の適用という方式をすべて撤廢し、ただに「主僕の名分」のある者となない者とに區分した上で、前者は雇工人律、後者は凡人律を適用すべく定めていたのである。したがって、乾隆五三年條例は、「典當の家人」と「隸身の長隨」に關する部分を除けば、

凡官民之家、雇倩耕種工作之人、素有主僕名分者、以雇工人論、素無主僕名分者、依凡人科斷。

といった文言であつたとしてもその主旨は十分に傳達されえたのであつて、その他の部分は、「主僕の名分」のある者やない者とは例えほどのようなものであるかについて、具體的に例示しつつ説明しているにすぎないと考えられるのである。そのことは、『大清律例按語』卷五九・刑律・鬪毆・奴婢毆家長條に、五三年條例制定時の按文として、

所有奏准せる、服役の雇工と雇倩の平民と、平素主僕の名分有りや無しやを分別し、例を案じ定擬せし處、應に請うらくは纂輯し、以て引用に資されんことを。

と見え、この條例が「服役の雇工と雇倩の平民と」を、すなわちあらゆる「雇傭」關係にある者を、「主僕の名分」の有無という單一の基準で分別したと言われていることから明白であらう。

ところで、薛允升は、『讀例存疑』卷三六・刑律・鬪毆下において、

奴婢に定有りて、雇工人に定無し。屢次修改し、遂に起居・飲食敢て與共にせず、敢て爾・我と相稱せざる者を以て、雇工人と爲す。否んば、則ち服役多年なるかを論ずる無く、俱に凡を以て論ず。是れ力有る者は雇工人有りて、力無き者は雇工人無きなり。

と論じているが、こうした理解は、乾隆五三年條例について、例えば歐陽氏が「ただ、農民佃戸²⁹が雇倩した生産労働者にして、はじめて、雇工人の範疇に屬さないことになる」と言われ、小山氏が「『主僕名分』のあるのは車夫・廚役などの家内の非生産的雜務に従事するものに限定され、一般の農民や佃戸で雇傭されたものは無條件に凡人律が適用されることとなつた」と評價されたのと、史料解釋上同一の立場に立つものである。すなわち、薛允升は、雇主と起居・飲食を共にするかどうかといった箇所は、雇工人律ないし凡人律の適用の條件であると理解し、歐陽氏や小山氏は、例えば

「農民佃戸雇傭耕種工作之人」は、凡人律の適用對象に指定されていると解釋されているのである。⁶³⁾

本稿がそうした解釋を採用しないことは既述の通りであって、「農民佃戸雇傭耕種工作之人」を素材に言えば、これが「主僕の名分」のない者の具體例として引き合いに出されたものである以上、當時にあつては、通常、農民や佃戸と彼等が耕種・工作に雇った者との間には「主僕の名分」という身分差は存在しなかったという論點を本條例から抽出することはできても、そのことがここで條例上に規定されていると理解することはできないのである。逆に言えば、本條例は、農民や佃戸とその雇工との間に「主僕の名分」が存在する現實上の可能性を否定したものである。逆に言えば、本條例は、もちろん、その可能性——薛の言を借りれば、力無き者が雇工人を有するということになる——が、どの程度現實に認められるかは別の次元の問題ではあるが。

以上、乾隆二四年條例より乾隆五三年條例までを検討してきた。そこに見られたのは所謂雇傭労働者の身分解放の軌跡ではなくして、爲政者にとって、どのような基準の設定が所謂雇傭労働者を身分規制する上で、⁶⁴⁾ 適合的、なものであるかという摸索の過程、すなわち技術的な改革の過程であつた。「條例」の修改と封建法庭がこれらの「條例」を運用した判例成案の分析を通じて、明清兩代の農業雇傭労働者が、雇工人、等級を脱離し、雇主と平等の法的地位を取得するという歴史過程を研究した」歐陽凡修氏は、結局のところ、この解放過程は「緩慢で曲折した歴史過程であり、……清朝滅亡以前には、この法律上の解放過程は終始完成することがなかった」と結論されている。⁶⁵⁾ 本稿は、歐陽氏と分析の視點も史料解釋も異なるものの、この結論には全く賛成である。

む す び

明末萬曆十六年以降清代にかけての一連の奴婢・雇工人身分の改修は、様々な原因によって構成された私的な支配—隷屬關係下の私的隷屬民の法身分を、實體に即して整序し細分規定してゆく過程であつた。

この過程は、明律・清律における功臣以外の者の奴婢保有に對する法規制と、現實における功臣以外の階層の奴婢的勞働力の保有という矛盾を主要な基礎とし、法が現實に妥協し讓歩するという形で進行した。その結果、明代に義子孫と雇工人という法形式で把握されていた私的隸屬民の一部は、萬曆十六年の新題例における「財買の義男」に關する規定を経過點として、清代雍正五年には新たな奴婢身分として分離・再編されることとなり、一方、この過程の反面として、義子孫と雇工人の中から奴婢の性格を帶びた部分が分離され、兩者の法身分が對象とする範圍はより狭く限定されることとなったのである。こうした限定とともに、本來雇工人身分が相對的基準に基づいて歸納的に定立されたものであったことから、どのような基準の設定が所謂雇傭勞働者の實體に、適合的であるかが爲政者によつて摸索され、その摸索の過程が、萬曆十六年以降の雇工人身分の改修として表現されたのであった。したがつて、それは技術的改革の域を出ないものであり、その改修過程が提供する情報に據る限り、雇傭勞働者の法身分上の解放を見出すことは甚だ困難であると言わねばならない。雍正五年に創出された新たな奴婢の法身分もまた、その出自・來歴から知られるように、相對的かつ歸納的の性格を持つものであったから、それ以後の法身分改修の要因と性格とは、右の雇工人身分改修の場合とほぼ同様であつたと考えられる。

以上のような奴婢・雇工人身分の改修過程は、法的身分體系の何らかの質的變化を示すものではないことからして、變質ないし解體過程ではなく、再編過程と呼ぶのが最も相應しいであらう。

註

(紙數の制約から註は最少限に止めた。論文集の形で單行本に收録された論文は、原載年のみ記して原載雜誌名等は省略した。)

(1) 主要な研究の成果と問題點については、菱軾「關于中日學者

對明清兩代雇工人身份地位問題研究的評介」(『中國社會科學院經濟研究所集刊』三一 一九八一年) 參照。また、經君健「論清代社會的等級結構」(同右) 參照。

(2) 仁井田陞「中國の農奴・雇傭人の法身分の形成と變質——主僕の分について——」(一九五六年原載、『中國法制史研究』奴

- 隷農奴法・家族村落法——一九六二年 東京大學出版會 所收。
- (3) 重田徳「清律における雇工と佃戸——『主僕に分』をめぐる一考察——」(一九七二年原載『清代社會經濟史研究』一九七五年 岩波書店 所收)。
- (4) 小山正明「明代の大土地所有と奴僕」(『東洋文化研究所紀要』六二—一九七四年)。
- (5) 小山正明「明・清時代の雇工人律について」(『星博士退官記念中國史論集』一九七八年 同記念事業會 所收)。
- (6) 高橋芳郎「宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕について——法的身分の形成と特質——」(『北海道大學文學部紀要』二六—一九七八年)。
- (7) 高橋芳郎「宋代佃戸の身分問題」(『東洋史研究』三七—一九七八年)。
- (8) 「中國」の對外戰爭時における「化外人」の俘虜のケースを考慮して、「良民身分の不付與」をつけ加えておく。
- (9) 『大明律集解附例』卷十八・刑律・賊盜・略人略賣人、同書卷九・戶律・錢債・違禁取利、參照。
- (10) 同書卷四・戶律・戶役・私娼菴院及私度僧道、をも參照。
- (11) 例えば、劉惟謙等撰『大明律』卷二十・刑律・鬪毆・良賤相毆に附された胡璉の集解に「奴婢は沒官之人」とあり、王肯堂撰『玉肯堂箋釋』卷二十・刑律・鬪毆・良賤相毆に「男女緣坐而爲奴婢、與無罪良民不同」とあり、應槩撰『大明律釋義』同卷同條、陳遇文撰『大明律解』刑卷六・良賤相毆にも同様の注釋が見える。
- (12) 以上のような奴婢の身分的性格については、西嶋定生「中國

古代奴婢制の再考察——その階級的性格と身分的性格——」

(『古代史講座』七 一九六三年 學生社) 參照。

(13) ただし、放身と贖身とは例外的事項である。

(14) 同様の批評は、同書卷六・化外人有犯にも、

至唐律之部曲、明律大半改爲雇工人。蓋用錢財雇覓、而聽其役使者也。然在主人、謂之雇工人、離主人、是否以良人論、名例律既無專條、人戶以籍爲定、律又無此名目、則直在不良不賤之閒矣。如與同主奴婢及平人相犯、如何科罪、轉難臆斷。明律不如唐律之處、此類是也。

とある。

(15) 前掲註(1)委氏論文。

(16) ただし小山氏の所論は、それら注釋書の認識をそのまま前提にして進められており、それゆえ、雇工人身分とその改修過程については、本稿と多くの點で理解と評價を異にしている。

(17) 確かに現實には功臣のみならず三品以上の官には奴婢保有が許されていた(『明實錄』洪武二十四年六月己未條)。しかし四品以下の奴婢保有は全く問題とされていない。また、明末の人、管志道『從先維俗議』卷二・分別官民家奴婢義男因以春秋之法正主僕議には、

考、律令、雖有奴婢見家長之條、亦有奴婢犯家長之禁、然唯許公侯及三品以上官蓄奴婢。有籍沒者、但給賜功臣之家爲奴、而品官不與焉。士庶家但名義男、不名奴婢。蓋勳貴可臣庶人、庶人不相臣也。

と見えている。

(18) 本書(『東洋文庫所藏本』)は、名古屋市立蓬左文庫所藏本では

「鍔御製……」と題されているが、東洋文庫本でも卷二以降の表題は「鍔」字に變わっている。

- (19) 明代に「奴婢」や義男、また雇工に係争事件の裁判で法的にどう取扱われていたかはほとんど不明である。ただ近年濱島敦俊氏によって紹介された『按吳親審檄稿』の中に、四件程世僕や長工に關わる「批判」がある。濱島敦俊「北京圖書館藏『按吳親審檄稿』簡紹」(北海道大學文學部紀要)三十一—一九八一年)参照。

- (20) 「士庶」とは、紳衿と庶民の意である。

- (21) 歐陽凡修「明清兩代農業雇工法律上人身隷屬關係的解放」(『經濟研究』一九六一年一六)は、「奴婢」とは、縉紳の家の「義男」と原來の「功臣の家」の「奴婢」を包括する」と述べており、小山氏前掲註(4)論文にも、「公的形式的には功臣にのみ許されていた奴婢保有を郷紳にも認める」ものとの發言がある。法的側面から言えはいずれも誤りであろう。なお前掲歐陽氏の論放は國內での入手が甚だ困難であり、現在廈門大學留學中の三木聰氏の御厚意によって漸く参照しえたものである。記して三木氏に謝意を表しておきたい。

- (22) もっとも、沈之奇にあってすら、沈之奇注『大清律集解附例』(康熙五十四年序刊)卷四・戶律・戶役・立嫡子違法において、奴婢保有に關して「但言庶民、則士夫之家、在所不禁矣」(「蓋功臣之家、有給賜者、士夫之家、則自存養耳」と述べて、縉紳層の奴婢保有は認められているという判斷を示している。錢之青撰『大清律箋釋合鈔』(康熙四十一年刊)同卷同條には「庶民之家、不得存養奴婢、則縉紳之家、在所不禁矣。故明有

例」とあり、續けて萬曆新題例を引いている。既に萬曆新題例は、縉紳層の奴婢保有を公認した條例と考えられていたのである。

- (23) この判例は、洪弘緒・饒瀚同輯『成案質疑』卷二十・嗣嚴・奴婢廠家長にも士庶契買之奴婢不照僱工人論と題して收録されており、これによれば劉佳瑞は劉貴を白契で購買したのであった。

- (24) この一步は、滿洲族の奴婢保有とそれに對する法規制、本稿で述べてきた漢民族による事實上の「奴婢」保有とそれに關連する判例の積み重ね、そして雍正帝の賤民解放に伴う法的措置の三者が相互に影響し合つて踏み出されたものと推測される。

この點は別途に検討されねばならないが、經君健氏が前掲註(1)論文中で、清代に庶民の奴婢保有と良民の賣買が許された點について、「これは生産關係が落後していた民族が漢族を征服した結果の一つである」とのみ説明しているのは、甚だ一面的な評價ではなからうか。

- (25) 前掲註(6)拙稿では、雍正五年條例——これを乾隆五年と誤認していたが——に言う「家奴」とは、「主家との關係においてのみ奴婢律が援用される存在」と推定したが、それは誤りである。法律上は傳統的奴婢と同等に扱われていたのであって、多くの判例がそれを證明している。

- (26) 沈之奇撰『大清律輯注』卷四・戶律・戶役・立嫡子違法に、既に康熙五十四年の段階で、

庶民之家、存養良家男女爲奴婢、壓良爲賤、杖一百、即放從良。若非壓良爲賤、不在禁限。

と見えている。

- (7) 韋慶遠・吳奇衍・魯素「清代奴婢制度」(『清史論叢』二一九八〇年) 参照。

- (28) 小山氏が分析された関補・難輯『成案新編二集』卷十一・刑律・鬪毆下・世僕不必以身契爲憑にあつても、一切の文契が既に失なわれているという條件下での身分認定なのである。

- (29) 前掲註(7)歐陽氏論文。

- (30) 本條例は、従来わが國では仁井田陞氏以來乾隆二六年に制定されたと考えられてきたのであるが、それが誤りであることは前掲註(1)裘氏論文に指摘がある。なお、本稿が依據している『大清會典事例』には、「謹案、此條乾隆三十二年定」と注記がある。

- (31) 例えば、全士潮等輯『駁案新編』卷二一・刑律・鬪毆下・雇倩之人毆死雇主仍同凡論、雇工耕作並非服役人應同凡論(乾隆四九年)には、雇主を毆殺した雇工の高喜文に對して、乾隆三二年條例を引用しつつ、

高喜文係幫同工作、並非服役之人、亦無主僕名分、……正與農民雇倩耕作之人、無少分別。自應仍同凡論。

と判決されている。ここでは、「農民雇倩耕作之人」は、親族に限定されているわけではない。しかも、「服役の人」にあら

ず「主僕の名分」もない者であるがゆえに凡人扱いされる者、と考えられているのである。

- (32) 前掲註(6)拙稿では、この部分を「農民佃戸の耕種工作に雇倩せられるの人」と訓んだが、本稿の如く訓むのが適切であろう。

- (33) 最近では、尹進「關於中國農業中資本主義萌芽問題」(『歴史研究』一九八〇年一二)も同様の解釋を採用している。

- (34) 宋・元代の雇傭人法、明代の雇工人律が、傳統的奴婢以外の私的隸屬民を法的に身分規制すべく定められたものであったことについては既に述べた。『大清會典事例』卷八百十・刑部・刑律・鬪毆・奴婢毆家長の嘉慶六(一八〇一)年條例は、それ以前に「雇工人」や「契買の奴僕」等々に分化した條例を總括し、二條に合併したものであるが、われわれはそこに、當該段階における「傳統的奴婢以外の私的隸屬民」の具體的な姿と、萬曆十六年より始まる奴婢・雇工人身分の技術的改修の最終的な到達點とを見ることができであろう。

〔附記〕本稿は、一九八二年度文部省科學研究費獎勵研究(A)「明清初期における奴婢・雇工身分の研究」による研究成果の一部である。

THE REORGANIZATION AND QUALITY OF THE
STATUS OF SLAVES 奴婢 AND HIRED
LABORERS 雇工人 DURING THE LATE MING
AND EARLY QING

TAKAHASHI Yoshiro

A series of improvements in the status of slaves and hired laborers began in the late Ming (1588) and extended into the Qing. In the course of this development, the legal status of oppressed persons in variously constituted private subordinate positions were adjusted to actual social realities and separately categorized.

A significant element in this process was the contradiction between the laws defined in Ming and Qing statutes concerning the possession of slaves by those other than ministers and the actual possession of a slave-like labor force by classes of people other than ministers. The process of reform advanced by adjusting the laws to actual social conditions. As a result, during the Ming, one sector of the independent, subordinated groups, covered by the legal category of "adopted sons" (*yizisun* 義子孫) and hired laborers, was newly categorized in 1588 as "propertied adopted sons 財買之義男." In 1727, this regulation was adopted and revised to constitute the new status of slaves. On the other hand, the effect of this reform process was to separate that sector of individuals who were essentially slaves from the category of "adopted sons" and hired laborers. The stipulations concerning inclusion under one or the other legal status were more narrowly defined. Moreover, because the status of the hired laborer was essentially established inductively according to relative standards, along with the above-mentioned stipulations, government administrators sought to determine what standards were "appropriate" to the actual social situation of the so-called "employed laborer." The process of that administrative search was manifested after 1588 as the reforms in the status of hired laborers.

Consequently, the reforms were never more than a technical adjust-

ment. Having been based on studies on this process it is very difficult to discern here a liberation in the legal status of "employed laborers." The revised legal status of slaves established in 1727 was also relatively inductive, as it is apparent from its origins and history. Therefore, the primary factors and character of later reforms in legal status were almost identical with those in the case of the reform of the status of hired laborers.

Such procedures in the reform of the status of slaves and hired laborers do not constitute a transmutation, nor a dissolution, because they did not manifest any essential change in the legal status system. They are most appropriate described as procedures of reorganization.

MONETARY REFORMS IN HUBEI PROVINCE DURING THE LATE QING : THE PROVINCIAL POWER AS THE ECONOMIC APPARATUS

KURODA Akinobu

The assumptions based on a world market, also including the interior, while welcoming an era of imperialism, induced an enormous transformation in the Chinese economy.

In the latter half of the 19th century, dissatisfaction with copper cash 制錢, the means of purchasing agricultural produce from the farmers, became a social problem. This dissatisfaction originated in the depletion of Yunnan copper and in the halt of copper cash minting. A sudden increase in agricultural exports from the end of the 19th century, moreover, aggravated relative dissatisfaction with copper cash. Privately minted monies circulated in the markets.

In Hubei province, copper cash constituted the main currency. In 1895, in order to resolve the dissatisfaction with copper cash and to repulse the Mexican dollar, the governor of Hu-Guang, Zhang Zhitong 張之洞, established China's first silver dollar mint. The silver dollar however did not circulate outside the treaty port. The market price of copper continued to rise, reaching a peak between the years 1902—1903. The purchase of agricultural produce by export merchants became difficult